

平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 県は、愛媛県文化財保護条例（昭和 32 年愛媛県条例第 11 号）及び愛媛県文化財保護条例施行規則（昭和 32 年愛媛県教育委員会規則第 5 号）に基づき、県指定文化財の所有者、管理団体、保存団体又は当該文化財の所在する市町（以下「県指定文化財の所有者等」という。）が行う管理又は修理（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県指定文化財の保存、伝承、修理及び周知・活用を図る。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費に次の割合を乗じて得た額の合計額を限度とする。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 1,000 万円以下の額 | 1／3 |
| (2) 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の額 | 1／6 |
| (3) 2,000 万円を超え 2,500 万円以下の額 | 1／10 |
| (4) 2,500 万円を超える額 | 1／15 |

2 補助対象経費の支出費目は、次に掲げるものに限る。

- (1) 賃金
- (2) 需用費（食糧費を除く。）
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 工事請負費
- (7) 原材料費
- (8) 備品購入費

(補助金の交付申請)

第 3 条 県指定文化財の所有者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他（見積書、設計書等）

2 県指定文化財の所有者等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更
 - (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更
 - (3) 補助金の交付決定額が増額又は減額されることとなる変更
- (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の9月30日までに事業遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が事業の内容から判断して状況報告の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 支出明細書（様式第9号）
- (3) その他

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金支払請求書（様式第11号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による支払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超

える機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（書類の経由）

第 14 条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄市町教育委員会教育長を経由するものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係） 補助金交付申請書

平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

平成 28 年度において文化財保存顕彰事業を下記のとおり実施したいので、平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他（見積書、設計書等）

(補助金算定調書)

		金 額 (単位 : 円)		備 考
補助事業費				事業に要する経費
補助対象経費				補助金交付の対象となる経費
補 助 率	1, 000 万円以下の額	(A)	(B) 1/3	
	1, 000 万円を超え 2, 000 万円以下の額	(C)	(D) 1/6	
	2, 000 万円を超え 2, 500 万円以下の額	(E)	(F) 1/10	
	2, 500 万円を超える額	(G)	(H) 1/15	
補助限度額				$A \times B + C \times D + E \times F + G \times H$
補助金額 (様式第 3 号収支予算書の県費補助額と同額)				

注 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

様式第2号（第3条関係） 事業計画書

事業計画書

補助対象事業の名称	
文化財の名称及び 指 定 年 月 日	(年 月 日指定)
所 在 地	
補 助 事 業 者	
所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	
事 業 実 施 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
総 事 業 費	円
事 業 の 内 容	

様式第4号（第5条関係） 補助事業変更承認申請書

平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業を、下記のとおり変更したいので、平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

4 事業実施計画書

5 収支予算書

6 その他

様式第5号（第6条関係） 補助事業中止（廃止）承認申請書

平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業中止（廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業を中止（廃止）したいので、平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業遂行状況報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業の遂行状況について、平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
	9月10日までに完了したもの		9月11日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

様式第7号（第8条関係） 補助事業実績報告書

平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業の実績について、平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 収支決算書
- 2 支出明細書
- 3 その他

注 第8条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙「平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

収支決算書

1 収入

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
県 費 補 助 金	円	円	
計			

2 支出

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
計			

支出明細書

[illegible]

様式第 10 号（第 8 条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業費補助金について、平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 9 条の補助金額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 11 号（第 10 条関係） 補助金支払請求書

平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金支払請求書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業費補助金について、平成 28 年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一 金 円也

別紙（第3条、第8条関係） 仕入に係る消費税等相当額集計表

平成28年度愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

(単位：円)

事業実施主体名	仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等相当額 (A×B)	備 考

- 注1 第3条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。